

未利用口座管理手数料の導入および未利用口座自動解約の取扱開始について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）は、長期間ご利用のない預金口座が特殊詐欺などの犯罪に不正利用されるケースが多いことを踏まえ、預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、2022年1月4日（火）より新たに「未利用口座管理手数料」を導入し、対象口座の残高が同手数料に満たない場合に自動的に口座が解約となる取扱いを開始いたします。

未利用口座管理手数料は、2022年1月4日（火）より前に開設された口座を含む「普通預金」および「貯蓄預金」口座のうち、2年以上ご利用がない口座を対象といたします。

当行では、今後とも安心・安全にお取引いただけるよう一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 未利用口座管理手数料の概要

実施日	2022年1月4日（火）
未利用口座の定義	最終ご利用日から2年間ご利用がない残高10,000円未満の口座 （注）利息入金、本手数料の引き落としはご利用に含みません。
対象となる預金種類	○普通預金（決済用普通預金、通帳レス口座を含む。） ○貯蓄預金
対象外となる預金口座	○残高10,000円以上の口座 ○預り資産〔定期性預金 ^(注) 、投資信託、債券、外貨預金〕の指定預金口座 ○ご融資（カードローン契約を含む。）の返済用口座 ○特定商品（教育資金贈与、結婚・子育て資金贈与、後見制度支援預金、信託商品等）の専用口座 （注）総合口座定期預金残高ゼロの口座を除きます。
未利用期間の算定開始となる基準日	○2022年1月4日以降に開設された口座～「最終ご利用日」 ○2022年1月4日より前に開設された口座～「2021年1月4日」または「最終ご利用日」のいずれか遅い方
手数料金額	年間1,320円（消費税込）
手数料の引落とし	○対象となるお客さまのお届け住所に、引き落としの3か月前を目処に書面でご案内します。ご案内後、ご利用またはご解約等のお手続きがない場合に対象口座から本手数料を引き落としします。 ○口座残高が本手数料に満たない場合は残高全額を引き落としします。不足分をお客さまにご請求させていただくことはありません。 ○初回手数料引落日は次のとおり予定しております。 ・2022年1月4日以降に開設された口座～2024年1月5日 ・2022年1月4日より前に開設された口座～2023年1月5日

2 未利用口座自動解約の取扱い

本手数料引き落としにより残高がゼロとなった未利用口座（残高が手数料引き落とし前からゼロの未利用口座を含みます。）は、自動的に解約させていただきます。

3 その他

- (1) ご負担いただいた本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本実施にともなう預金規定の改定については別途お知らせいたします。

(以 上)

未利用口座管理手数料Q&A

1 手数料の引き落としについて

Q 口座管理手数料が引き落としされない方法がありますか。

A 対象口座に2023年1月4日まで入金または出金等により、口座をご利用していただければ、未利用口座管理手数料の対象口座(2年間ご利用のない口座)の対象外となり、今回の手数料引き落としはされません。

(口座管理手数料が引き落としされない方法の例)

- 秋田本支店での店頭窓口での入金、または払い戻し
- ATMでの通帳またはキャッシュカードによる入金、キャッシュカードによる払い戻し
- インターネットバンキング(当行別口座または他行)による対象口座への振込入金
- 他行窓口からの対象口座への振込入金
- 対象口座のご解約

Q 秋田銀行のATMがない地域に居住しています。口座管理手数料が引き落としされないように対象口座から払い戻しをしたいのですが、どうしたらよろしいでしょうか。

A 対象口座にお振込み入金することで「口座のご利用」となり、今回の口座管理手数料は引き落としされません。対象口座のキャッシュカードがあれば他行ATMやコンビニATMでの出金も、今回の口座管理手数料は引き落としされません。ただし、いずれの場合も振込手数料や他行ATM利用手数料はお客様にご負担していただくことになります。

(対象口座残高900円を全額払い戻す事例)

- ①2023年1月4日まで△△銀行インターネットバンキングから当行対象口座へ210円振込
→残高1,110円(入金のご利用となり、口座管理手数料引き落とし対象外となります。)
- ②△△銀行ATMから平日9:00~18:00に当行対象口座キャッシュカードで1,000円払戻し
→他行ATM利用手数料110円がかかり、残高はゼロ円(当該口座は自動解約されません。)

Q 対象口座が、総合貯蓄口座の中にある貯蓄預金のみですが、手数料分の残高が不足している場合、対象となっていない普通預金口座の方から不足分が引き落としされますか。

A 手数料が引き落とされるのは、対象口座のみです。同一の通帳の中にある口座であっても、別の口座から引き落としはされません。対象となる口座の手数料は、対象口座のみからの引き落としとなります。

(総合貯蓄口座で貯蓄預金口座のみ対象口座となった場合の事例)

- ①基準日での預金残高~普通預金150,000円、貯蓄預金300円
- ②口座管理手数料は貯蓄預金のみから300円が引き落とし
- ③引き落とし直後の残高~普通預金150,000円、貯蓄預金残高ゼロ円

2 対象口座の解約手続きについて

Q 対象口座を解約する場合、顔写真付き本人確認書類のほか、必要なものはありますか。

A 対象口座のお通帳のご持参をお願いします。
お通帳を紛失等された場合は、所定の書類へのご記入等手続きが必要となります。この場合、お届け印鑑は原則不要ですが、総合貯蓄口座通帳に対象口座がある等、お届け印が必要となる場合がございますので、事前にお取引店等にお問い合わせください。

Q 顔写真付き本人確認書類を持っていない場合は、解約には何が必要ですか。

A 対象口座のお通帳とお届け印鑑のご持参をお願いします。
お通帳やお届け印鑑を紛失等された場合は、所定の書類へのご記入等手続きが必要となります。この場合、健康保険証等の本人確認書類をご持参願います。また、解約まで数週間必要となる場合がございます。

Q 家族の対象口座を代理で解約手続きすることは可能ですか。

A ご家族の方から解約の依頼受けてお通帳およびお届け印鑑をご持参いただければ、解約は可能です。お通帳やご印鑑を紛失されている場合は所定の手続きが必要となりますが、ご本人の状況によって手続きが異なりますので、事前にお取引店等にご照会していただきますようお願いいたします。

Q 窓口での解約手続きの際、キャッシュカードの返却は必要ですか。

A キャッシュカードの返却は必要ありませんが、ご自分で裁断していただくこととなります。
なお、返却いただいた場合は当方で裁断いたします。

Q 対象口座の残高がゼロ円の場合、解約手続きのため銀行に行く必要はありますか

A 残高がゼロの場合は自動解約の手続きを当方で実施しますので、お客様にご来店いただく必要はありません。（総合貯蓄口座等で一部自動解約の対象外がありますが、その場合もお客様のお手続きは不要です。）

3 口座名義人が死亡している場合

Q 口座名義人がすでに死亡している場合、解約手続きは可能でしょうか。

A 相続手続きを行っていただくこととなります。本人の除籍謄本や相続人の戸籍謄本等、所定の書類を提出していただくこととなりますが、お客様によって提出書類が一部異なる場合がありますので、事前に取り引店または相続センターにお問い合わせください。

【 相続センター フリーダイヤル 0120-303-242 】

4 顔写真付き本人確認書類について

Q 顔写真付き本人確認書類は、運転免許証のほかにはどんな書類がありますか。

A マイナンバーカード（個人番号カード）やパスポート、運転履歴証明書等です。外国人の方は在留カードや特別永住者証明書等があります。

Q 結婚等により、苗字や住所が顔写真付き本人確認書類と相違している場合でも大丈夫ですか。

A 対象口座のみを解約する場合は、当該本人確認書類を提出いただければ口座解約は可能です。対象口座を解約後も当行と別のお取引を継続される場合は、氏名変更や住所変更等所定の手続きが必要となります。お届印鑑が必要となる等、お客様によってお手続きが異なりますので、事前に取り引店等までお問い合わせください。

Q 会社の場合、代表者の顔写真付き本人確認書類があればお届け印鑑なしでも解約できますか。

A 法人等の代表者は、預金者本人とはなりません。ご解約される場合はお通帳とお届け印鑑をご持参のうえご来店願います。

5 その他のご質問

Q 知らない人のご案内書が郵送されてきましたが、どうすれば良いでしょうか。

A 誠にお手数をおかけいたしますが、最寄りの郵便局にご連絡をお願いします。はがきの中身は開かないようにお願いします。

Q 手数料の引き落としがあった時点や、自動解約が実施された時点での通知等ありますか。

A 通知はございません。発送させていただいたご案内をもって、当該通知に替えさせていただきます。

Q 秋田銀行の通帳は持っていますが、ご案内通知に書かれている口座番号や残高と合致しません。なぜでしょうか。

A 「科目」が貯蓄預金となっている場合は、総合貯蓄口座の可能性がございます。お手元のお通帳に貯蓄預金口座が設定されていないか、お確かめください。

Q 総合貯蓄口座のうち、残高がゼロ円の貯蓄預金口座のみが対象となりました。貯蓄預金口座は今後も利用しませんが、普通預金口座の方は今後も利用する予定です。キャッシュカードは1枚しかありませんが普通預金と貯蓄預金の両方が使用できるようになっております。貯蓄預金への入出金をしない場合、貯蓄預金口座が自動解約となればキャッシュカードの使用できなくなりますか。

A キャッシュカード1枚で普通預金と貯蓄預金両方が使用できるカードをお持ちの場合、普通預金口座が今回の未利用口座の対象となっていない場合は、貯蓄預金口座は解約の対象外となります。キャッシュカードもそのままお使いいただけます。

なお、対象口座に残高がある場合、手数料は引落としとなります。